

# 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果（令和3年度）



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

令和4年 10月  
静岡県

## 1 はじめに

静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成 27 年 4 月 1 日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行しました。

平成 28 年 10 月には、県条例第 8 条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推し進めるための指針となる「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 か年計画）を公表し、毎年度、施策の実施状況の確認・検証を行ってまいりました。

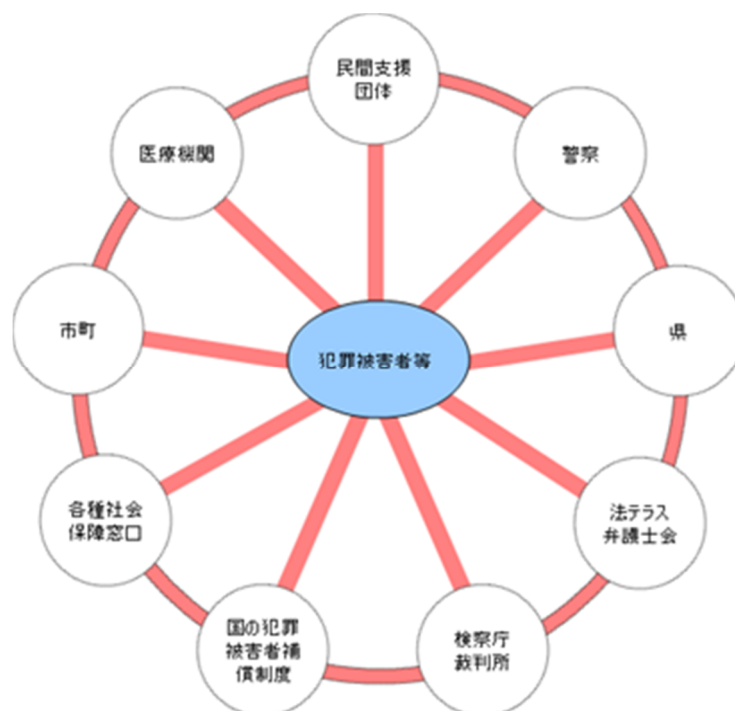
令和 3 年 4 月には、令和 3 年度から令和 7 年度までを実施期間とした「第 2 次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表し、この度、令和 3 年度中に県機関において実施された取組の成果等について、犯罪被害者等支援推進本部において確認・検証を行い、その結果を「第 2 次静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和 3 年度）（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

注) 用語の定義

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関…知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体…犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

## 2 静岡県がめざす、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ

（以下のイメージ図を「関係機関」という。）



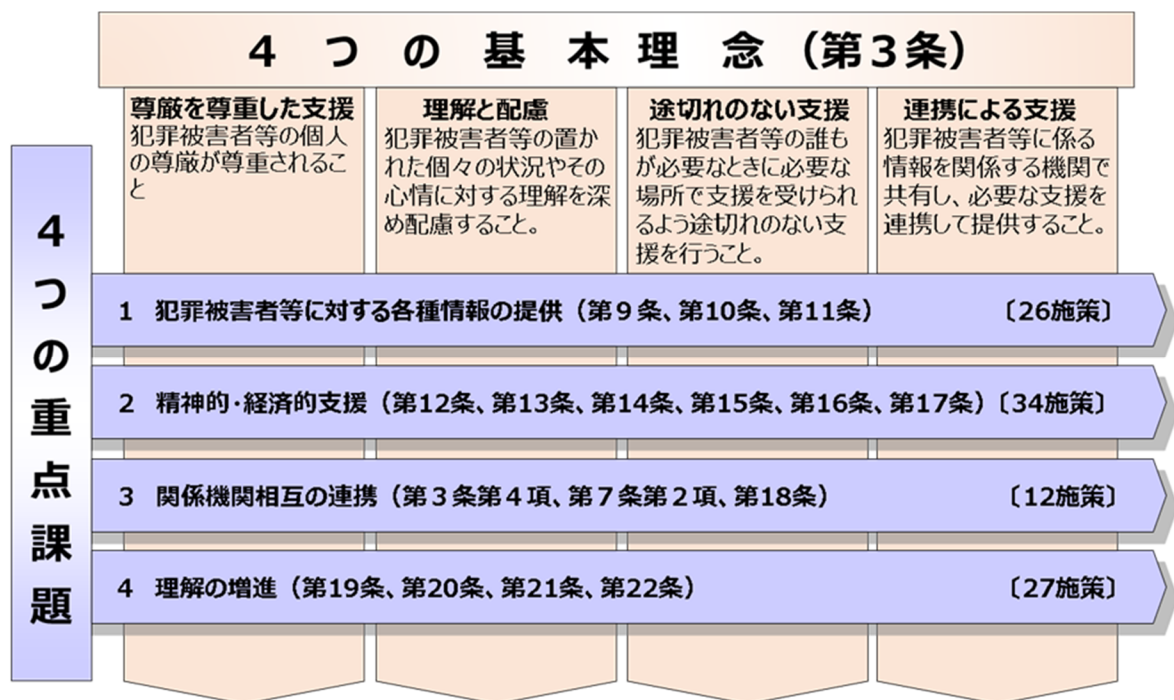
### 3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

#### (1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

#### (2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し、「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



### (3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関			
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等 (第9条)	① 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応	警察本部			
		② 「被害者の手引」の充実と対象者への確実な交付	警察本部			
		③ 警察における各種相談窓口の適切な運営	警察本部			
		④ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応	くらし交通安全課			
		⑤ 市町の担当窓口へ条例制定状況等の情報提供	警察本部、くらし交通安全課			
		⑥ 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化	くらし交通安全課			
		⑦ 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課			
		⑧ スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実	教育委員会			
		⑨ 被害児童及び保護者等に対する相談機関の紹介	教育委員会			
		⑩ 県総合教育センターにおける面接・電話による教育相談対応	教育委員会			
		⑪ あざれあ女性相談における相談対応	男女共同参画課			
		⑫ DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供	男女共同参画課			
		⑬ 要保護児童対策地域協議会の活動支援による相談体制の充実等	児童相談所			
		⑭ 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課			
損害の回復を図るための情報の提供等 (第10条)		① 法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介	警察本部、くらし交通安全課			
		② 支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部			
		③ 捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供	警察本部			
経済的な助成に関する情報の提供等 (第11条)		① 各種団体が行う奨学金制度に係る情報提供	警察本部			
		② 交通事件事故被害者等に対する支援制度の情報提供	警察本部			
		③ 警察で所管する各種公費負担制度の教示	警察本部			
		④ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部			
		⑤ 税法上の救済制度に係る情報提供	警察本部			
		⑥ 暴力団犯罪被害者支援制度に係る情報提供	警察本部			
		⑦ 医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課			
		⑧ ひとり親家庭への医療費の助成制度に係る情報提供	こども家庭課			
		⑨ 被害者国選弁護制度や民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課			
精神的・経済的支援	基本方針	取組	県機関			
				日常生活の支援 (第12条)	① 支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部
					② 市町の総合的対応窓口との連携	警察本部、くらし交通安全課
					③ 経済的援助制度の研究	警察本部、くらし交通安全課
					④ DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター
				心理的外傷等からの回復 (第13条)	① 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施	警察本部
					② カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用	警察本部
					③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会
					④ 犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター
					⑤ PTSDの対応に関する研修会の検討	精神保健福祉センター
					⑥ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課
					⑦ 被害児童への心理的ケア等	児童相談所
				安全の確保 (第14条)	① 加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部
					② DV被害者の安全確保のための各種措置	警察本部
③ DV被害者・被害児童の保護等社会的養護	児童相談所、女性相談センター					
④ DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	女性相談センター					
⑤ 関係機関の連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課					
⑥ 一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	女性相談センター					
⑦ 保護命令の積極的運用と被害者の安全の確保	女性相談センター					
⑧ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底	教育委員会					
居住の安定 (第15条)	① ハウスクリーニング費用に係る公費負担制度の運用	警察本部				
	② 一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用	警察本部				
	③ 犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課				
	④ 市町担当課へ犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知	公営住宅課				
	⑤ DV被害者、被害児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター				
	⑥ DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課				
	⑦ 被害児童への一時保護等による社会的な擁護の実施	児童相談所				
	⑧ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課				
雇用の安定 (第16条)	① 犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	労働雇用政策課				
	② 犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供	労働雇用政策課				
	③ 事業主との間の労働問題に係る相談対応	労働雇用政策課				
捜査の過程における配慮等 (第17条)		① 指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止	警察本部			
		② 司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用	警察本部			
		③ 司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用	警察本部			
		④ 緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用	警察本部			



重点課題	基本方針	取組	県機関
関係機関相互の連携	関係機関の連携協力体制の構築（第3条第4項）	① 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催	警察本部
		② 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化	くらし交通安全課
		③ 県内市町との連携協力体制の充実	警察本部、くらし交通安全課
		④ 各民間団体との連携協力体制の充実	警察本部、くらし交通安全課
		⑤ 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化	こども家庭課、児童相談所、女性相談センター
	民間支援団体に対する県の支援（第7条第2項）	① 早期援助団体への情報提供	警察本部
		② 早期援助団体が行う直接的支援事業への助言及び協力	警察本部
		③ 支援センターと連携しての広報活動	警察本部、くらし交通安全課
		④ 支援センターの活動基盤の強化への協力	警察本部、くらし交通安全課
	緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第18条）	① 死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置	警察本部
		② 死傷者多数事件事故発生時における活動要領マニュアルの作成・整備	警察本部
		③ 県犯罪被害者支援連絡協議会等における連絡体制の整備	警察本部

重点課題	基本方針	取組	県機関
理解の増進	県民の理解の増進（第19条）	① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課
		② 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施	警察本部、くらし交通安全課
		③ 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の継続開催	警察本部、くらし交通安全課
		④ 犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚	警察本部
		⑤ 広報啓発活動による児童虐待防止への理解促進	こども家庭課
	学校における教育（第20条）	① 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	警察本部、教育委員会
		② 大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進	警察本部
		③ 生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会
		④ こころの教育の推進	教育委員会
		⑤ 体験活動による豊かな人間性や社会性の育成	教育委員会
		⑥ 自他の生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会
		⑦ 交流及び共同学習による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会
	犯罪被害者支援従事者に対する研修（第21条）	① 指定被害者支援要員及び特別支援要員に対する研修の実施	警察本部
		② 警察学校入校生に対する授業の実施	警察本部
		③ 女性地域警察官研修会における研修の実施	警察本部
		④ 性犯罪指定捜査員研修会における研修の実施	警察本部
		⑤ 警察署相談係員対象の研修会の実施	警察本部
		⑥ 犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷研修の実施	警察本部
		⑦ 各研修における「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課
		⑧ 県・県警・市町担当者に対する研修会の開催	警察本部、くらし交通安全課
		⑨ DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所
		⑩ 犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施	精神保健福祉センター
	意見の反映（第22条）	① 児童虐待に対応する市町職員への研修の充実	こども家庭課、児童相談所
		② 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上	福祉長寿政策課
		① 県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施	警察本部、くらし交通安全課
		② 推進計画策定及び改正時における意見公募（パブリックコメント）の実施	警察本部
		③ 推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施	警察本部

※ 健康増進課については、令和4年4月1日より福祉長寿政策課に業務移管

#### 4 重点課題ごとの主な施策実施状況

取組（施策）の実施状況について抜粋し、以下のとおり重点課題ごとにまとめました。全取組（施策）の実施状況及びそれに対する検証結果については、本検証結果末尾にあります。

##### (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的被害のほかにも様々な問題に遭遇し、これらを自力で解決することが非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報を適切に提供できる体制の整備及び窓口担当者の対応能力向上につながる各種施策を行いました。

##### ア 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応

各警察署の指定被害者支援要員が、576 事件の犯罪被害者等に対し、被害者の手引を交付するとともに、必要な支援の聴取を行い、関係機関へ引き継ぐなど、被害直後の対応を行いました。【警察本部】

##### イ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応

24 時間 365 日受け付けている電話やチャットによる相談に加えて、病院や警察署への同行支援を行い、性暴力被害者の健康回復と被害の潜在化防止を図りました。（相談 1,381 件、同行支援 68 件）【くらし交通安全課】

##### ウ 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化

県下中部・西部地区の2会場において、県・市町犯罪被害者等支援担当者、管轄警察署担当者及び支援関係機関・団体を対象とする静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会を開催しました。（東部地区は書面開催）【くらし交通安全課】



静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会（中部、西部）

##### エ 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用

県内自治体担当者及び犯罪被害者等支援関係機関・団体と協議し、内容の更新を行うとともに、静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会においては、同ハンドブックを活用し、窓口担当者の対応スキルの向上を図りました。【くらし交通安全課】

オ スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実・強化

県立高等学校 25 校を拠点校として、スクールカウンセラーを配置しました。前年度と比較して、相談対応実績時間は 245 時間減少しているものの、各学校におけるニーズは高く、今後も相談体制の充実を図っていきます。【高校教育課】

カ 被害児童及び保護者に対する相談機関の紹介

政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24 時間子供 SOS ダイアル」の相談窓口を掲載した文書を配布し、児童・生徒に周知しました。【義務教育課】

キ DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供

デートDV防止出前セミナーを高等学校、専門学校、大学の 18 校において開催し、受講者 1,800 人に対し、DV防止パンフレットを配布しました。

また、県庁、静岡県男女共同参画センターあざれあにおいて、DV防止啓発広報を行ったほか、パンフレット等の配布により、相談電話等の情報提供を行いました。【男女共同参画課】



DV防止パンフレット

ク 法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介

被害者の手引に相談窓口を掲載し、犯罪被害者等に交付するとともに、各団体のパンフレットを警察署の窓口配架するなど、相談窓口の紹介を行いました。【警察本部】

ケ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化

対象となる犯罪被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、10 件の申請を受理し、10 件の裁定を行いました。【警察本部】

コ 医療保険の円滑な利用の確保

加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会等を通じて周知しました。【国民健康保険課】

(2) 精神的・経済的支援（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条）

犯罪被害者等は、被害直後だけでなく、中長期にわたり心身の不調や不安を回復・軽減するための支援が必要な上、犯罪被害により生活が困難になるなど、経済的負担も大きいことから、様々な制度を適切に教示し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するための各種施策を行いました。

ア 支援センターへの情報提供制度の活用

日常生活の支援を必要としている犯罪被害者等に対し、認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援内容を紹介、同センターへ情報提供したことで、公判への付添いや送迎等の支援を実施することができました。【警察本部】

イ 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングを実施

カウンセリングを希望する犯罪被害者等 31 人に対して、公認心理師等の資格を有する警察官によるカウンセリングを 75 回実施しました。【警察本部】

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

○ 政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校（480 校）に 139 人のスクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカーについては、政令市を除く全市町に 45 人配置しました。【義務教育課】

○ 拠点校に 13 人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣しました。相談件数については、前年度から 77 件増え、2,035 件でした。【特別支援教育課】

エ P T S D の対応に関する研修会の検討

こころの緊急支援活動研修を開催しました。教育・保険福祉行政関係者 132 人が参加しました。【精神保健福祉センター】

オ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援

高次脳機能障害者総合相談事業として、医療相談会を 22 回実施し、36 人から相談を受けるとともに、高次脳機能障害者支援従事者研修を 6 回開催し、関係者 271 人が参加しました。【障害福祉課】

カ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底

○ スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的としたスキルアップ研修会において、虐待が疑われる事例等について検討しました。【義務教育課】

○ 公立高等学校生徒指導主事研修会において、生徒指導指導者養成研修に参加した教員から、学校における児童虐待の対応について研修報告を聞く場を設けました。

【高校教育課】

### (3) 関係機関相互の連携（第3条第4項、第7条第2項、第18条）

犯罪被害者等の年齢や性別、被害実態等、個々の事情によって必要とする支援が異なり、その支援内容は多岐にわたることから、関係機関・団体等がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各々が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

#### ア 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催

- 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、第4次犯罪被害者等基本計画及び第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画について説明し、関係機関に更なる連携強化を働き掛けました。【警察本部】
- 県下28警察署中、27警察署において警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、市町における犯罪被害者等支援条例制定に向けた働き掛けを行ったほか、シミュレーション訓練の実施を通じ、関係機関における役割について相互の理解を深めました。【警察本部】



静岡県犯罪被害者支援連絡協議会（警察本部）

#### イ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化

警察、県弁護士会等、関係機関との連携強化及び性暴力被害者支援体制の構築を図るため、静岡県性暴力被害者支援センターSORAの関係機関向け研修会を開催し、31人が参加しました。【くらし交通安全課】

#### ウ 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化

DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドラインを市町に送付しました。県子どもと家庭を守るネットワークDV部会を開催し、関係機関との情報共有を図りました。【こども家庭課】

#### エ 死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置

死傷者多数事件事故発生時における被害者支援業務に従事する特別支援要員(210人)を指定し、初動対応要領等について指導教養しました。【警察本部】



#### (4) 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、未だ社会全体の理解が十分に進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

##### ア 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施

- 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、市町、管轄警察署と連携し、県内3か所の大型商業施設において、パネル展示広報及び広報啓発品の配布を行いました。【警察本部、くらし交通安全課】



大型商業施設における広報活動

- 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレット配架等を行いました。【警察本部・くらし交通安全課】



静岡県立中央図書館における展示広報

- 性暴力被害者に対応する相談・支援機関の担当者や新たに性暴力被害者支援に携わりたいと考えている方を対象とした性暴力被害者のための支援者養成研修会を開催しました。【くらし交通安全課】



イ 「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」の継続開催

静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか 2021」を開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、参加人数を限定するために事前申込制とし、録画した講演会の映像を後日、希望者に期間限定でウェブ配信しました。

【警察本部、くらし交通安全課】



静岡県犯罪被害者等支援講演会 in しずおか 2021

ウ 犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚

永年にわたり認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動に貢献のあった理事及び直接支援員の4人に対し、警察本部長・同センター理事長連名の表彰状を授与しました。

また、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のイラスト制作協力のあった画家に対し、警務部長感謝状を贈呈しました。【警察本部】



犯罪被害支援貢献者に対する表彰

エ 広報啓発活動による児童虐待防止への理解増進

県内施設のオレンジライトアップ（富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等）や啓発品の配布を行いました。【こども家庭課】

オ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

被害者遺族や警察職員による講話「命の大切さを学ぶ教室」を中学校7校、高等学校5校で開催しました。【警察本部、義務教育課、高校教育課】



命の大切さを学ぶ教室

カ 大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進

県内の大学（キャンパス3か所）において、犯罪被害者支援室管理官による犯罪被害者支援に関する講義を実施し、社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成を図りました。【警察本部】



大学における犯罪被害者支援に関する講義

キ DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施

各健康福祉センター、市町の女性相談担当者等を対象とした研修会を3回開催したほか、女性保護・DV相談担当者研修会、女性相談員事例検討会を開催しました。【女性相談センター】

ク 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上

高齢者虐待対応を行う市町職員及び地域包括支援センター職員に対して、高齢者虐待等に係る研修会を開催しました。【福祉長寿政策課】

## 5 取組（施策）に対する検証結果

令和3年度は、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の一年目でしたが、各機関それぞれ推進計画に沿った取組（施策）を実施することができました。前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、集客型の街頭広報活動の自粛や研修会の規模縮小等を余儀なくされましたが、パネル展示による広報やオンライン及び動画配信サービスを利用した研修会、講演会の開催により、県民の理解の増進を図ることができました。

また、令和3年11月に開催した静岡県犯罪被害者支援連絡協議会では、第4次犯罪被害者等基本計画及び第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の中で、今後、重点的に取り組むべき施策等について関係機関で情報共有するとともに、連携強化の必要性について再認識することができました。

令和4年度も、引き続き、関係機関の緊密な連携の下、各種施策を強力に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指していきます。

「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和3年度）」に対する有識者意見への回答

	有識者意見	県機関からの回答
1	<p>静岡県犯罪被害者等支援条例に基づく、犯罪被害者等に対する見舞金の支給の導入について検討していただきたいです。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>他の都道府県における支給状況等を踏まえつつ、県と連携して研究をしております。</p> <p>(警察本部)</p> <p>条例を所管する警察本部の対応に連携・協力します。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
2	<p>静岡犯罪被害者支援センターでは、警察から委託を受け、様々な支援を行ったり、県や警察と共同で広報活動を行ったりしていますが、財政的に非常に厳しい状況にあることから、同センターの運営基盤確立のための財政的援助について具体的に検討していただきたいです。</p> <p>(第7条関係)</p>	<p>県警察では、「相談業務」、「直接支援業務」及び「広報啓発活動」を業務委託しており、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p>また、職員に対し、静岡犯罪被害者支援センターへの募金活動や、古本等の買取り金の一部が同センターに寄附される「ホンデリング」への積極的な協力を促す等、財政的援助のための活動に組織的に協力してまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>条例を所管する警察本部の対応に連携・協力します。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
3	<p>市町での犯罪被害者等支援条例制定の動きが広がり、県内のおよそ半数の市町で条例が制定されるに至ったことは、素晴らしい成果であると思います。</p> <p>県内のどの市町に居住していても、犯罪被害者等が安心して十分な支援を受けられるよう、今後も充実した情報提供を条例未制定の市町に行っていただき、1日も早く県内の全市町で条例が制定されることを強く望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>条例未制定の市町の担当部局に対して、警察署犯罪被害者支援連絡協議会の場を活用して、条例等の制定に向けた積極的な働き掛けを行ってまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>犯罪被害者等支援担当者研修会において、条例を制定した市町の取組を紹介するなど、条例制定に向けた取組を促してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
4	<p>18市町において犯罪被害者等支援に特化した条例が制定（令和4年4月1日現在）されていますが、今後、更なる支援の充実を図るべく、犯罪被害者等が住所変更や福祉・子育て支援手続等を行う際は、それぞれの担当課に赴くのではなく、ワンストップで手続を進めることができるよう、総合的対応窓口における対応を徹底していただきたいと思います。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>市町の総合的対応窓口において活用していただくため、犯罪被害者支援ハンドブックを作成・提供するとともに、犯罪被害者等担当者研修会等を開催し、総合的対応窓口における対応力の向上や関係機関との連携強化に努めてまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>

	有識者意見	県機関からの回答
5	<p>最近、多くの芸能人が自ら命を落とすことが立て続けにあり、その度にテレビなどで、「一人で悩まず、誰かに相談しましょう。」と表示され、相談窓口の連絡先も表示されます。</p> <p>このような相談窓口は重要ですが、犯罪被害者本人や遺族の中には、体力・気力的に自ら相談しにくい、行動に起こせないという人がいます。</p> <p>また、精神的ダメージは長期間に及びます。そういった方たちから、相談を待つだけでなく、どうやって支援の手を差し伸べたらよいかについても検討してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">(第9条関係)</p>	<p>各種警察活動を通じ、被害者等の要望把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関へ引き継いだり、部内カウンセラーによるカウンセリングを実施したりするなど、積極的な支援を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(警察本部)</p> <p>被害者の潜在化を防止するため、静岡県性暴力被害者支援センターSORAでは、24時間365日、電話相談を受け付けており、電話で相談しにくい人には、より相談しやすいように、チャットによる相談も行っています。</p> <p>また、性暴力被害者のための支援者養成研修会や犯罪被害者等支援担当者研修会の開催により効果的な支援が行えるよう支援者の資質向上に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(くらし交通安全課)</p> <p>相談員だけでなく、一般の方を対象に、性暴力被害及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進のための講座を開催し、支援が広がる社会意識の醸成を図っております。</p> <p>また、寄せられることが多い相談内容を「女性のための相談室」として新聞に掲載しております。相談に至らない方にも、こういった紙面や広報を通じて広く呼び掛け、相談につながるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画課)</p> <p>障害者の虐待等については、当人からの相談が困難であることが少なくないことから、周りの人間がその兆候を見逃すことがないように、事業所の管理者や、従事者等を対象とした研修会を毎年度開催しております。</p> <p style="text-align: right;">(障害者政策課)</p> <p>女性相談センター(DV相談ダイヤルを含む。)、賀茂・東部・中部・西部の各健康福祉センターの相談窓口では、DV被害者だけでなく、背景に様々な問題(精神的問題を含む。)を抱えた方々を幅広く支援しております。</p> <p>また、各センター及び市区福祉事務所に配置されている婦人相談員は、電話や面談のみならず、訪問等細やかな支援を行っています。今後も、これら相談窓口を積極的に周知し、支援が行き届きやすくなるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(女性相談センター)</p>

	有識者意見	県機関からの回答
6	<p>令和元年度第7回インターネットモニターアンケートの結果からも明らかのように、犯罪被害者支援の施策として弁護士費用の援助制度を始めとする経済的援助制度の創設が強く望まれています。経済的援助制度の研究に止まることなく、研究結果を踏まえた具体的な制度の創設を是非とも行っていただきたいと思います。</p> <p>(第12条関係)</p>	<p>静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の分科会を設置し、関係機関と連携し、援助制度の創設に向けた具体的な協議を進めてまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>性暴力被害者に対し、経済的負担を軽減するため、医療費やカウンセリング経費等の経済的支援を行っており、引き続き被害者支援の充実に努めてまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
7	<p>こころの緊急支援チーム派遣要請が0件とありますが、初動体制が整いつつあるから派遣要請が0件なのか、告知不足で0件なのか、学校現場が内向きになり、自分たちだけで初動対応をしようとする傾向があるのかなど、より詳しい分析が知りたいです。</p> <p>(第13条関係)</p>	<p>令和3年度は、事案対応に関する相談への指導助言又は資料提供を行った実績はありますが、チーム派遣要請には至らず教育現場で対応が行われました。</p> <p>これは、近年各学校にスクールカウンセラーの配置が定着したこと、当センターの研修を継続実施してきたこと、また連絡会を継続し連絡体制が構築されたことなどにより、スクールカウンセラーを含む教育行政に初動体制スキルが根付いた結果によるものではないかと推察しております。</p> <p>(精神保健福祉センター)</p>
8	<p>加害者も被害者も作らないという理念の下、被害者の過酷で困難な状況と支援の必要性を伝える研修は重要と考えます。</p> <p>関係団体への働き掛けとして、支援者や窓口担当者に対して行われていますが、被害を生まないための予防的な取組についての内容も要望します。(DVや虐待予防の研修以外)</p> <p>また、発生予防の観点から、県警・教育委員会が、一般市民、児童・生徒、大学生を対象に事業を実施していますが、より必要な対象者に向け、ガイドやパンフレット送付に終わらない効果的な教育研修機会を作る必要があるとも思います。例えば、安全運転教育として自動車運送業者、安全なまちづくりとして空きや空き地を抱える町内会、繁華街を抱える商工会などにおいて、犯罪被害者への理解を進める機会を持つなどです。</p> <p>(第19条関係)</p>	<p>県警察では、一定数以上の自動車を使用する事業者において選任が義務付けられている安全運転管理者を対象とした講習を実施し、その中で重大事故の実例等を挙げ、事故の悲惨さを伝えることで、安全運転に関する意識の醸成を図っております。</p> <p>また、各地区の防犯協会と連携し、地域コミュニティにおける各種啓発活動を通じ、防犯意識の向上を図りながら、加害者も被害者も出さない街づくりに取り組んでおります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>性暴力被害者のために支援者養成研修会の一環として、公開講座を行い、県民に対して性暴力被害者への理解と配慮を増進するため、意識の醸成に努めております。</p> <p>今後もあらゆる機会を通じて、犯罪被害者に対する理解促進のため広報啓発に取り組んでまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>



	有識者意見	県機関からの回答
9	<p>「命の大切さを学ぶ教室」の開催に取り組んでくれる学校が増えていますが、地域の偏りがあるように感じます。西部が比較的多いように感じます。県内全ての地域で開催してもらえようような働き掛けが必要だと思います。</p> <p>また、これから運転免許を取得する人を対象に自動車学校や免許の更新時にも、同じような教室を開催すれば、より良い方向に向くのではないかと思います。</p> <p>(第20条関係)</p>	<p>「命の大切さを学ぶ教室」の開催については、教育委員会と連携し、県下全域で実施できるよう調整を図っているところであります。</p> <p>今後も、開催校に偏りを生じさせないよう努めてまいります。</p> <p>運転免許取得時等の講習については、道路交通法施行規則において、講習内容及び講習時間が定められていることから、同様の教室を開催することはできませんが、交通死亡事故被害者遺族の手記等の紹介や配布を通じ、命の大切さについての理解を深める機会を提供していきたいと考えております。</p> <p>(警察本部)</p> <p>例年と同様に、全ての県立高校に「命の大切さを学ぶ教室」について周知してまいります。</p> <p>(高校教育課)</p>
10	<p>「犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催時期について、行政機関は人事異動等により、担当者が毎年のように替わることから、担当者間の顔合わせを兼ねて、年度当初の6月頃までに開催することを希望します。</p> <p>(第21条関係)</p>	<p>令和3年度までは、秋以降に開催していましたが、令和4年度は7月から開催するよう変更しております。</p> <p>次年度の開催時期については、御意見も踏まえ検討してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画実施状況及び検証結果（令和3年度）

### 重点課題1：犯罪被害者等に対する各種情報の提供 相談及び情報の提供等（第9条）

取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応	警察本部	対象となる事件事故が発生した際は、指定被害者支援要員が犯罪被害者等に対し、被害者の手引を交付し、各種制度等について教示するとともに、不安解消のための相談に応じた（576件）。	指定被害者支援要員による適切な相談対応により、部内カウンセラーによるカウンセリングや市町の関係部署への引継ぎがスムーズに行われ、犯罪被害者等の精神的負担を軽減することができた。
2 「被害者の手引」の充実と対象者への確実な交付	警察本部	必要な掲載内容の見直しを図るとともに、対象となる犯罪被害者等に対し、被害者の手引を交付し、各種制度等について教示した。（631件）	関係部署との連携により、対象となる事件事故の発生が把握でき、対象者に確実に交付することができた。
3 警察における各種相談窓口の適切な運営	警察本部	「性犯罪被害110番」では、24時間相談を受け付け、208件の相談を受理した。また、相談窓口担当者の資質向上のため、オンライン形式による相談係研修会を開催した（2回）。	新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に大規模な集合型の研修会が実施できなかったものの、各警察署において、少人数の教養を実施することで、担当職員の知識向上に努めた。
4 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応	くらし交通安全課	・性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関と連携し、24時間365時間、ワンストップで支援を行った。（相談件数：1,381件、同行支援68件） ・県内全ての高校、専修学校、短大、大学の新入生に対し、啓発用カードを配布（45,180枚） ・市町「総合的対応窓口」担当課、犯罪被害者支援機関・団体、県内高校、専修学校、短大、大学、医療機関等に対し、啓発用リーフレットを配布	静岡県性暴力被害者支援センターSORAは、核となる相談センターにおいて、24時間365日相談を受け付けており、いつでも、どのような相談にも対応できる体制をとっている。今後も相談しやすい環境を整え、性暴力被害者の健康回復と被害の潜在化防止を図っていく。
5 市町担当窓口へ条例制定状況等の情報提供	警察本部 くらし交通安全課	警察署犯罪被害者支援連絡協議会等を通じ、条例制定作業中の市町に対し、必要な情報提供を実施した。  市町、警察、関係機関との連携強化を目的に実施している犯罪被害者等支援担当者研修会において、条例制定市町の取組を紹介するなど情報提供を行った。 また、警察庁が発行する全国の知事部局宛ての情報誌に、条例を制定した市町の取組を掲載し、情報提供を行った。	警察署犯罪被害者支援連絡協議会等を通じ、必要な情報提供がなされた結果、警察署相談係と各市町担当者の連携が図られ、市町における条例制定の動きが活性化された。今後も、積極的な情報提供を実施する。  令和4年4月1日に新たに8市1町で犯罪被害者等支援条例が施行された。今後も継続して、条例制定に向けて情報提供を行っていく。
6 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化	くらし交通安全課	県・市町犯罪被害者等支援担当者及び管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 開催日：12/13(月)、12/20(月) 場所：県庁、浜松総合庁舎 参加人数：計83人 ※東部地区はコロナ感染防止のため書面開催	県・市町の窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次的被害の防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れのない支援体制の構築につながった。今後も継続して各種研修等を開催する。
7 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課	静岡県犯罪被害者等支援ハンドブックの内容を更新し、静岡県ホームページで公開した。関係機関・団体等に対し、活用を促すとともに、研修会において同ハンドブックを活用し、犯罪被害者支援担当者の対応スキル向上を行った。	各機関の相談対応者が、その所管業務範囲外の支援制度や窓口について把握し、被害者がどの相談窓口にも相談しても必要な支援にたどりつける体制の構築につながっている。
8 スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実・強化	教育委員会（義務教育課）	政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校（480校）にスクールカウンセラーを配置した（相談件数：児童生徒37,315件、保護者28,056件、教職員45,157件）。	例年と同様にスクールカウンセラーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。
	教育委員会（高校教育課）	県立高等学校25校にスクールカウンセラーを配置した（相談対応実績：3,069時間）。	令和2年度と比較して、拠点校を1校増加して対応した。相談対応実績時間は245時間の減少となっているが、各学校におけるニーズは高いことから、今後も継続して相談体制の充実を図る。
9 被害児童及び保護者等に対する相談機関の紹介	教育委員会（特別支援教育課）	拠点校に13人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した（相談件数延べ2,035件）。	相談窓口を掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。
	教育委員会（義務教育課）	政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し、児童生徒に周知した。また、「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け付けた。（義務教育課対応：「いじめ・暴力対策メール」9件、「24時間子供SOSダイヤル」23件）	「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け、各教育事務所、各市町教育委員会等に対応を依頼した。
10 県総合教育センターにおける面接・電話による教育相談対応	教育委員会	静岡県性暴力被害者支援センター「SORAチャット相談」開設について周知し、県内の高等学校に広報啓発用チラシを配布した。	入学生向けに啓発用カードを配布した。また、保健室等にリーフレットを配置した。次年度もカードとリーフレットの配布を継続する。
	教育委員会（特別支援教育課）	各学校において必要に応じて相談機関を紹介するとともに、校内にポスター等を掲示した。	相談窓口を掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。
11 あざれあ女性相談における相談対応	男女共同参画課	・面接相談や電話相談の案内パンフレットを作成し、関係機関に配布した。 ・必要に応じて相談員が教育相談顧問から指導・助言を受け、面接相談に生かした（面接相談件数：156件）。 ・内容に応じて電話相談から面接相談、または専門機関を案内し、面接相談等につなげた。 ・電話相談では、関係機関と連絡を取り、集団守秘義務のもと、情報共有を行った（教育相談受理件数：24時間子供SOSダイヤル1,021件、教育相談ハロー電話「ともじび」503件）。	電話、面接、インターネットを利用した相談により、犯罪被害者等を含む多くの方から相談を受けた。今後も、関係機関と連携した相談対応を実施していく。
12 DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供	男女共同参画課	・性暴力被害者支援者養成研修公開講座（11/6、くらし交通安全課と共催）において、女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のための講座を開催した。（会場参加者65人、ウェブ参加者100人） ・高等学校、専門学校、大学の18校において、デートDV防止出前セミナーを開催し、受講者1,800人にデートDV防止パンフレットを配布した。また、特別支援学校生徒指導担当者研修会においても配布した。 ・県庁内、あざれあ、あざれあ図書室においてDV防止啓発展示を行った。 ・DV防止パンフレットを関係機関へ配布した。	講座、セミナーの実施やパンフレットを配布してDVに関する正しい知識や相談機関等の必要な情報を提供できた。今後も取組を継続する。

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
13	要保護児童対策地域協議会の活動支援による相談体制の充実等	児童相談所	各市町要保護児童対策地域協議会の会議に出席し、地域の関係機関との間で要保護児童に関する情報共有を行うとともに、検討されるケース対応などに対して助言指導を行い、児童虐待の予防、早期発見につなげた。	虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を目的に、関係機関が連携して対応するために、要保護児童対策地域協議会に引き続き参加し、関係機関とケースの情報共有、支援の在り方の検討を実施する。
14	障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある人やその関係者からの相談に対応した。(通報・相談件数5件)	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターでの相談対応を続けていく。

### 損害の回復を図るための情報の提供等 (第10条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介	警察本部 くらし交通安全課	被害者の手引の交付により相談窓口について情報提供するとともに、犯罪被害者等が法的支援を希望した場合は、個別に法テラスや県弁護士会のパンフレットを交付した。 必要な被害者に対して、損害の回復を図るための情報提供を行えるよう、民間支援団体が行う、支援業務内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口等関係機関・団体へ配布し、備え付けている。	被害者の手引の交付による相談窓口の紹介を継続するとともに、必要に応じて損害賠償命令制度等の必要な情報提供を積極的に行っていくことで、制度の周知を図る。 被害者のニーズに応じた支援を実施するため、今後も民間支援団体が行う支援に関する情報提供等に努めていく。
2	支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	被害者の手引の交付により、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援について紹介するとともに、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等の情報22件を同センターに提供した。	事件発生後の早い段階において同センターに情報提供したことで、犯罪被害者等が必要とする法的アドバイスを適時適切に受けることができ、犯罪被害者等の損害回復が図られた。
3	捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況等に関する情報を提供した。	業務指導等において被害者連絡経過票の作成状況等確認し、確実な被害者連絡の実施に努めている。今後も必要な連絡を確実に行うよう指導教養を継続する。

### 経済的な助成に関する情報の提供等 (第11条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	各種団体が行う奨学金制度に係る情報提供	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対し、パンフレットを交付し、制度の説明を実施した。また、各警察署に資料を配布し、職員に対する周知を図った。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
2	交通事故事故被害者に対する支援制度の情報提供	警察本部	対象となる交通事故被害者に対し、支援制度について記載された被害者の手引の交付し、情報提供を行った。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
3	警察で所管する各種公費負担制度の教示	警察本部	医療費等の経済的負担の軽減について、被害者の手引の交付により情報提供するとともに、対象となる犯罪被害者等に対し、各警察署の担当者から公費負担制度の手続について教示した。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
4	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度を教示し、10件の申請を受理し、10件の裁定を行った。	関係部署との連携により、対象事件の把握に努めることで、制度の教示漏れ防止が図られた。今後も、確実な制度の教示と迅速な裁定に努めていく。
5	税法上の救済制度に係る情報提供	警察本部	医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等の税法上の救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供した。	被害者の手引の交付により、各種税法上の救済制度について情報提供が図られた。今後も、同様の取組を継続するとともに、必要に応じて、市町の犯罪被害者等総合的対応窓口へ引き継ぐなどし、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図っていく。
6	暴力団犯罪被害者支援制度に係る情報提供	警察本部	支給対象となる暴力団犯罪被害者に該当する犯罪の発生はなかった。	支給対象に該当する被害者がいなかったことから、各警察署・本部捜査員に対して制度の周知活動を行った。今後も公益財団法人静岡県暴力団追放運動推進センターと連携し、制度の周知・活性化を図る。
7	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会等を通じて周知した。	研修会等により、担当者に周知することで、医療保険の円滑な利用の確保が図られた。今後も取組を継続する。
8	ひとり親家庭への医療費の助成制度に係る情報提供	こども家庭課	補助実績は188,347千円で、受診件数は142,944件であった。	受診件数及び補助額は前年度を上回り、制度の運用が十分にできたものと判断する。今後も、ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
9	被害者国選弁護制度や民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部 くらし交通安全課	各種相談を通じ、法的支援や損害賠償請求等を希望する犯罪被害者等に対しては、法テラスや県弁護士会の相談窓口を紹介した。また、県内各警察署に法テラス及び県弁護士会のパンフレットを配布し、必要に応じて相談者に交付した。 必要な被害者に対して、情報提供を行えるよう、被害者参加人のための国選弁護制度や民事法律扶助制度等の内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口等、関係機関・団体へ配布し、備え付けている。	各警察署の相談窓口で法テラス等のパンフレットを用意するなど、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、適切に情報を提供することができた。今後も取組を継続する。 被害者のニーズに応じた支援を実施するため、今後も民間支援団体が行う支援に関する情報提供等に努めていく。

### 重点課題II:精神的・経済的支援 日常生活の支援 (第12条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	被害者の手引の交付により、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援について紹介するとともに、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等の情報22件を同センターに提供した。	事件発生後の早い段階において同センターに情報提供したことで、犯罪被害者等が必要とする公判への付添いや送迎等の支援につなげることができ、犯罪被害者等の負担軽減が図られた。
2	市町の総合的対応窓口との連携	警察本部 くらし交通安全課	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催を通じ、警察署担当者との関係強化を図った。また、犯罪被害により生活困窮となった犯罪被害者を居住する市町の総合的対応窓口につなげるなど、犯罪被害者等が日常生活を取り戻すための支援を連携して実施した。 県・市町犯罪被害者等支援担当者及び管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 開催日: 12/13(月)、12/20(月) 場所: 県庁、浜松総合庁舎 参加人数: 83人 ※東部地区はコロナ感染防止のため書面開催	犯罪被害者等が日常生活を取り戻すためには、市町における生活支援が必須であることから、各種機会を通じ、必要な情報提供に努めるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、情報共有を図り、連携した支援を実施する。 県・市町の窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次的被害の防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援体制の構築につながった。今後も継続して各種研修会を開催する。

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
3	経済的援助制度の研究	警察本部	他の都道府県における経済的援助制度に係る情報収集するなど、研究を行った。	今後も、犯罪被害者等が日常生活を取り戻すために必要な経済的援助について、研究を継続する。
		くらし交通安全課	他の都道府県の実況を踏まえつつ、研究を行った。	今後も、経済的援助について、他の都道府県の実況を踏まえつつ、研究する。
4	DV被害者の自立支援	こども家庭課	婦人保護施設への入所実績は6人、延べ日数は500日であった。	引き続き、婦人保護施設においてDV被害者の自立に向けた支援を行う。
		女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。</li> <li>一時保護中のケースについては、各種手続、弁護士相談等の同行支援を行った。</li> <li>婦人保護施設を利用した就労、転宅支援を実施した。</li> <li>各種証明書の発行をした。(57件)</li> </ul>	引き続き、DV被害者の生活安定、自立に向けた支援を行っていく。各種証明書の発行件数は、コロナ禍だが、横ばいであった。今後も同種取組を継続する。

### 心理的外傷等からの回復(第13条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施	警察本部	カウンセリングを希望する犯罪被害者等31人に対して、公認心理師等の資格を有する警察官によるカウンセリングを75回実施した。	前年度を上回るカウンセリングを実施することができた。今後も、犯罪被害者等の態様に応じた適切なカウンセリングの実施に努めるとともに、カウンセラーの資質向上に努める。
2	カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる犯罪被害者等11人に対し、102回分、約344千円のカウンセリング等費用を公費負担した。	対象となる犯罪被害者等に対し、適切に制度を運用することができた。今後も、適切な運用を図っていく。
3	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会(義務教育課)	政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校(480校)に139人のスクールカウンセラーを配置した。スクールソーシャルワーカーにおいては、政令市を除く全市町に45人配置した。	例年と同様にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。
		教育委員会(高校教育課)	スクールカウンセラー：県立高等学校25校に配置(3,069時間) スクールソーシャルワーカー：県立高等学校6校に配置(1,588時間)	スクールカウンセラーの拠点校を1校、スクールソーシャルワーカーの拠点校を3校増やして支援体制の充実を図った。スクールソーシャルワーカーとともに、引き続き配置校や派遣回数増加を図る。
		教育委員会(特別支援教育課)	拠点校に13人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談件数延べ2,035件)。	令和2年度に引き続き拠点校にスクールカウンセラーを配置した。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図る。
4	犯罪被害者等からの相談受取	精神保健福祉センター	匿名電話相談：1件(9月) こころの緊急支援チーム派遣要請：0件	県内における子どもに関わる犯罪は発生しているが、各教育機関において初動体制が整いつつある印象を受ける。随時相談及び出動訓練を継続する。
5	PTSDの対応に関する研修会の検討	精神保健福祉センター	こころの緊急支援活動研修会を開催し、主として教育・保健福祉行政関係者が参加した。 開催日：12/27(月) 参加人数：132人	既存事業に加えて、PTSD対策に特化した研修会要望の具体的背景や実状を確認の上、検討を継続する。
6	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障害者支援拠点の設置(県内5か所)</li> <li>高次脳機能障害者総合相談事業(医療相談会)の実施(相談会回数22回、相談人数36人)</li> <li>高次脳機能障害者支援従事者研修の開催(開催回数6回、研修参加者271人)</li> <li>高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催(開催回数2回)</li> <li>医療体制連携強化事業の実施(開催回数1回、研修参加者37人)</li> </ul>	支援拠点の設置や研修、相談会の複数開催により、高次脳機能障害者や家族の支援を行うことができた。今後も取組を継続する。
7	被虐待児童への心理的ケア等	児童相談所	心理治療等の支援を通じて、施設に入所している被虐待児童等の不安やストレスを軽減するとともに、施設職員の処遇技術の向上を図った。	施設に入所している被虐待児童等に対し、施設に向き心理治療・カウンセリングを実施するとともに、施設職員への技術支援を引き続き実施する。

### 安全の確保(第14条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	再被害防止対象事件の指定はなかった。	今後も対象事件が発生した場合は、関係部署と連携し、必要な措置を講じるなど、再被害防止対策の徹底を図る。
2	DV被害者の安全確保のための各種措置	警察本部	住民基本台帳閲覧制限の申出に係る相談、即時対応システム登録や行方不明不受理措置等のDV被害者の支援を行った。 また、静岡県弁護士会との連携制度に基づき、DV被害者の申出に応じた県弁護士会との仲介を行った。	引き続き、市区町等の自治体及び県弁護士会等の関係機関と連携し、DV被害者からの支援の申出に対応していく。
3	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	児童相談所	児童相談所(政令市を含む。)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、641人であった。そのうち、虐待を事由とする児童は、352人であった。	今後も児童の安全確保のため、必要と判断した場合は、一時保護を実施する。
		女性相談センター	健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて48件の一時保護を実施した。(うちDV32件、同伴児49件)	一時保護件数は前年より減少した。今後も関係機関と連携を取り、保護が必要な場合は一時保護を実施する。
4	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	女性相談センター	1件の証明書を発行した。	今後も必要な支援を継続する。
5	関係機関の連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が開催する研修会に参加した。</li> <li>必要に応じて相談者に適切な機関を紹介した。また、他機関からあざれあ相談を紹介された相談者の対応をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。今後も継続して研修会へ参加する。</li> <li>相談者の状況に合わせ、引き続き適切な機関と連携を取りながら、より良い支援を行っていく。</li> </ul>
6	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	女性相談センター	一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行った。	一時保護聴き取り表、チェックシートの活用により情報共有が図られた。情報漏れを防ぎ、スムーズな情報共有を行うために内容精査を継続する。
7	保護命令の積極的運用と被害者の安全の確保	女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。</li> <li>申立ての支援を実施した。</li> </ul>	相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行うとともに、申立ての支援を実施することで、保護命令の発令につながることができた。今後も支援を継続する。

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
8	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底	教育委員会 (義務教育課)	スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的としたスキルアップ研修会において、虐待が疑われる事例等について、検討する機会を設定した。 文部科学省総合政策局長及び初等中等教育局長からの「令和3年度児童虐待防止推進月間の実施について」を管内市町教育委員会に通知した。	学校において虐待が疑われる状況を把握した場合、どのような対応をすればよいか、スクールソーシャルワーカーを通して学校現場に浸透している。
		教育委員会 (高校教育課)	公立高等学校生徒指導主事研修会で、生徒指導指導者養成研修に参加した教員から、学校における児童虐待の対応について研修報告を聞く場を設けた。	昨年度は中止であった生徒指導主事研修会を開催することで、一層の徹底を図ることができた。
		教育委員会 (特別支援教育課)	「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各県立特別支援学校へ周知依頼した。特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催した(7月と12月、参加人数39人)。	調査及び通知の発出と周知を依頼した。生徒指導連絡協議会では、人権教育と生徒指導との関係性や人権教育を大切に生徒指導の講義を通して、自他の人権を大切にす態度や行動について理解を深めた。今後も関係機関との連携や法令に基づいた適切な対応のため取組を継続する。

#### 居住の安定(第15条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	ハウスクリーニング費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	実績はなかった。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用に努める。
2	一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用	警察本部	実績はなかった。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用に努める。
3	犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	犯罪被害者等に対し、県営住宅の一時使用を実施した。	今後も取組を継続する。
4	市町担当課へ犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知	公営住宅課	市町担当課へ犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知を図った。	今後も取組を継続する。
5	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童352人のうち、一時保護を解除し、家庭へ復帰した児童は217人であった。	一時保護の解除に当たっては、家庭へ復帰できるよう調整を行う。
		女性相談センター	・一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供した。 ・退所前に被害者と面接し、今後必要となる手続等を確認した。	市町と情報共有するとともに、被害者と今後のことを確認するなどの自立支援を行った。今後も同種取組を継続していく。
6	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	DV被害者に対し、県営住宅の一時使用を実施した(4件)。	今後も取組を継続する。
7	被虐待児童への一時保護等による社会的な擁護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童352人のうち、一時保護を解除し、里親への委託や施設入所を行った児童は、33人であった。	一時保護の解除に当たっては、家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、里親への委託や施設等への入所による居住の安定を確保する。
8	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を11か所確保した。(賀茂地区1か所、東部4か所、中部2か所、西部4か所)	前年度と同数の一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

#### 雇用の安定(第16条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	労働雇用政策課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を実施した。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して同様の取組を継続する。
2	犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供	労働雇用政策課	障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障害を負った人が就職を希望した場合に、同様の取組を継続する。
3	事業主との間の労働問題に係る相談対応	労働雇用政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応した。	労働問題について犯罪被害者等に特化した相談はなかったが、今後も同様の取組を継続する。

#### 捜査の過程における配慮等(第17条)

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止	警察本部	662人の職員を指定被害者支援要員に指定し、576件の事件事件に対応した。また、指定被害者支援要員に対し、二次的被害防止のための教養を実施したほか、マニュアル等の整備を行った。	前年度と同程度の指定被害者支援要員を確保し、初期段階から犯罪被害者等に対応できたことから、二次的被害の防止を図ることができた。今後も取組を継続する。
2	司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる遺体74体の遺体修復を公費で実施した。	前年度と同数の遺体修復を公費で実施できており、適切な運用が図られた。今後も取組を継続する。
3	司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	実績はなかった。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用に努める。
4	緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる性犯罪被害者9人に対し、約142千円の緊急避妊費用等を公費負担した。	対象となる性犯罪被害者に対し、適切に制度を運用することができた。今後も、適切な運用を図っていく。

### 重点課題Ⅲ:関係機関相互の連携

#### 関係機関の連携協力体制の構築(第3条第4項)

取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催	警察本部	・静岡県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、第4次犯罪被害者等基本計画及び第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画について説明した。 開催日:11/1(月) 参加人数:25人 ・県下28警察中、27警察署において警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関の連携強化を図った。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、規模を縮小しての開催であったが、新しい計画の内容について周知を図ることができた。今後も継続して開催する。 ・シミュレーション訓練の実施により、関係機関の役割や今後の課題等について討議することができた。今後も継続して開催する。
2 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化	くらし交通安全課	警察、県弁護士会など、関係機関との連携の強化、性暴力被害者支援体制の構築を図るため、関係機関連携研修を開催した。(新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン開催とした。) 開催日:2/5(土) 参加人数:31人	関係機関と連携した途切れない支援を目指し、今後も取組を継続する。
3 県内市町との連携協力体制の充実	警察本部	県下28警察中、27警察署において警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、市町の犯罪被害者支援施策担当者との連携強化を図った。	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催を通じて、市町担当者との連携体制を強化することができた。更なる連携強化のため、担当者間での連絡を密にしていく。
	くらし交通安全課	県・市町犯罪被害者等支援担当者及び管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 開催日:12/13(月)、12/20(月) 場所:県庁、浜松総合庁舎 参加人数:83人 ※東部地区はコロナ感染防止のため書面開催	県・市町の窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次的被害の防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援体制の構築につながった。今後も継続して各種研修等を開催する。
4 各民間団体との連携協力体制の充実	警察本部	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに情報提供した犯罪被害者等に関する支援について、随時必要な協議を行い、連携して支援を実施した。(22回) ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター主催の研修会等に講師として職員を派遣した。(1回)	・情報を共有し、連携した支援を実施したことで、犯罪被害者等の精神的負担を軽減することができた。今後も連携した支援を実施していく。 ・職員派遣等の交流により、活動状況等の情報共有が図られた。今度も継続していく。
	くらし交通安全課	静岡県ホームページに認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動を掲載し、県民に対し、同センターの活動等について広報した。	県民に対して、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動等について周知し、理解を得られるよう働き掛けた。今後も継続する。
5 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化	こども家庭課	DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドラインを市町に送付した。県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報共有を行った。	DV防止と児童虐待についての市町への周知とより円滑な連携を促した。県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワークDV防止部会を開催する。
	児童相談所	地域の関係機関との情報共有及び関係強化を図るため、各市町要保護児童対策地域協議会の代表者会議、各実務者会議、個別のケース検討会に出席した。	各市町要保護児童対策地域協議会の各会議に参加し、引き続き関係機関との情報共有や連携の強化を図る。
	女性相談センター	関係機関連絡会議に出席した。 県子どもと家庭を守るネットワーク(こども家庭課主催) ・要保護児童対策部会:11/4(書面開催) ・DV防止部会:8/27(書面開催)、1/11、3/15	今後も同種取組を継続し、関係機関との連携を図る。

#### 民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)

取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1 早期援助団体への情報提供	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対し、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等22人の情報を提供した。	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる付添い支援、カウンセリング、法律相談等により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ることができた。今後も犯罪被害者等の希望を確認し、積極的な情報提供につなげていく。
2 早期援助団体が行う直接的支援事業への助言及び協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに情報提供した犯罪被害者等のうち、同センターだけの対応が難しかった公判付添い等の支援について、警察職員も同行するなど、協力した支援を実施した。	早期援助団体と警察が事前に調整を図ってから支援した結果、犯罪被害者等の負担を大いに軽減することができた。今後も、必要な協力を行っていく。
3 支援センターと連携しての広報活動	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携・協働して街頭広報活動を実施した。 ・11/5(金)イオン焼津店 ・11/15(月)イオンモール富士宮 ・11/19(水)イオンモール浜松市野 (警察本部、くらし交通安全課)	県内の大型商業施設内のイベントスペースにおいて、新型コロナウイルス対策を徹底した広報啓発活動を実施することができ、多くの方に同センターの活動について広報することができた。今後も継続して実施する。 (警察本部、くらし交通安全課)
	くらし交通安全課	県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレットの配架等の展示を実施した。(展示期間:11/16から12/5までの間) (警察本部、くらし交通安全課)	前年度に引き続き、県立中央図書館における企画展示広報を実施し、同センターのポスターやパンフレットの配架により、同センターの周知を図ることができた。今後も継続して実施する。 (警察本部、くらし交通安全課)
4 支援センターの活動基盤の強化への協力	警察本部	相談業務、直接支援業務等の犯罪被害者支援業務の一部を認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに委託するとともに、事業運営に必要な情報提供及び指導助言を行った。	委託業務に関する指導助言により、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動基盤強化を図ることができた。今後も必要な予算の確保に努めるとともに、継続的な指導助言を行っていく。
	くらし交通安全課	静岡県ホームページに認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動を掲載し、県民に対し、同センターの活動等について広報した。	県民に対して、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動等について周知し、理解を得られるよう働き掛けた。今後も継続する。

#### 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)

取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1 死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置	警察本部	死傷者多数事件事故発生時に被害者支援業務に従事する特別支援要員(210人)を指定した。	迅速な対応を実現するために必要な特別支援要員を確保することができた。今後も、継続して運用する。
2 死傷者多数事件事故発生時における活動要領マニュアルの作成・整備	警察本部	死傷者多数事件事故発生時の初動対応要領についてまとめたマニュアルを作成するとともに、同マニュアルに基づいた職員向けの動画資料を作成した。	特別支援要員に指定された職員に対し、マニュアルを配布するとともに、動画資料の視聴による教養を実施した。今後もマニュアルの充実を図っていく。
3 県犯罪被害者支援連絡協議会等における連絡体制の整備	警察本部	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会において、構成機関に対し、県内で死傷者多数事件事故が発生した際の協力を呼び掛けた。	迅速な対応を実現するために関係機関の連絡体制を整備していく。



**重点課題Ⅳ:理解の増進  
県民の理解の増進(第19条)**

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部	県警ホームページ、SNS、警察施設内デジタルサイネージ等の各種媒体を通じ、広報活動を実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、集客型の広報は実施できなかったものの、ホームページ等を活用した広報活動を実施することができた。今後も新型コロナウイルス対策を徹底しながら、積極的な広報活動を実施する。
		くらし交通安全課	県ホームページ、ツイッター、フェイスブックにおいて、犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動を掲載した。 県庁東館ギャラリー及び本館掲示板において、パネル展示を実施した。 また、静岡県立中央図書館においてパネル展示を実施した。	各種イベント、ホームページ、SNS等を活用した広報啓発活動を実施することができた。今後も取組を継続する。
2	犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭広報活動の実施	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携・協働して街頭広報活動を実施した。 ・11/5(金) イオン焼津店 ・11/15(月) イオンモール富士宮 ・11/19(水) イオンモール浜松市野 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>	県内の大型商業施設内のイベントスペースにおいて、コロナ対策を徹底した広報啓発活動を実施することができ、多くの方に犯罪被害者支援に関する理解を求めることができた。今後も継続して実施する。 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>
		くらし交通安全課	県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレットの配架等の展示を実施した。(展示期間:11/16から12/5までの間) <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>	前年度に引き続き、静岡県立中央図書館における企画展示広報を実施し、来館者に対する広報活動を行うことができた。今後も継続して実施する。 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>
3	「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の継続開催	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、警察、静岡市との共催による「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2021」を開催した。 開催日:11月26日(金) 場所:札の辻クロスホール 参加人数:300人(Web視聴含む。) <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場定数を減らして開催した。全年に引き続き、後日、録画した講演の内容を期間限定でWeb配信した。今後も継続して開催する。 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>
		警察本部	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター役員及び直接支援員に対し、同センター理事長及び県警察本部長の連表彰を授与した。 ・犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のイラスト作製に協力した画家に対し、感謝状を贈呈した。	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、対象者の把握に努めたことで、適切に賞揚することができた。今後も適切な運用に努める。 ・今後も、犯罪被害者支援に対する貢献のあった一般協力者や団体に対し、積極的な賞揚を行っていく。
5	広報啓発活動による児童虐待防止への理解促進	子ども家庭課	県内施設のオレングライトアップ(富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等)、啓発品の配布、児童虐待防止推進月間記念講演を開催した。	県民の児童虐待防止への理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

**学校における教育(第20条)**

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部 教育委員会	被害者遺族や警察職員による講話により、中高生を対象とした命の大切さを学ぶ教室を開催した(中学校7校、高等学校5校)。 <b>(警察本部、義務教育課、高校教育課)</b>	校内放送設備を活用し、リモート形式で開催するなど、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しながら開催することができた。今後も取組を継続する。 <b>(警察本部、義務教育課、高校教育課)</b>
		警察本部	警察本部に推薦した学校以外でも、希望があれば開催可能であることを他の学校にも広報した。 <b>(義務教育課、高校教育課)</b>	命の大切さを学ぶ教室を新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ開催することができた。今後も感染対策に努めながら、学校等と連携して取組を継続する。 <b>(義務教育課、高校教育課)</b>
2	大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進	警察本部	県内の大学(キャンパス3か所)において、犯罪被害者支援室管理官による犯罪被害者支援に関する講義を実施した。	これからの社会を担う大学生に対し、講義を実施することで、犯罪被害者支援に関する意識の醸成が図られた。今後も取組を継続する。
		警察本部	大学生ボランティアと共同の活動は実施しなかった。	新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、大学生ボランティアと連携した活動を実施する。
3	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会 (義務教育課)	学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切にすることを育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研究会等を実施し、道徳科の授業づくりや道徳教育推進教師の役割等についての理解を促した。	オンデマンドによる道徳教育研究会の実施により、道徳教育推進教師を中心に校内の道徳教育推進方法について考える機会となり、道徳教育の充実が図られた。道徳の教科化に伴い、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、今後も県内全小・中学校及び義務教育学校の道徳教育推進教師を対象とした研究会を実施する。
		教育委員会 (高校教育課)	介護・保育実習の実施 令和3年度に実施及び代替実施:86校 次年度に延期:5校	コロナ禍であったが、実施方法を工夫して、多くの学校が介護・保育実習を実施した。今後も感染症の状況を踏まえ、受入施設等と連携を図り、十分な感染対策の上で、触れ合い体験等を継続する。
4	こころの教育の推進	教育委員会 (高校教育課)	心を育む地域連携研究会を実施した。 ・開催場所:県内9地区(集合開催:7地区、リモート開催:2地区) ・参加人数:324人	新型コロナウイルス感染症拡大で1地区が中止となったが、他地区では、実施時期や形態を工夫して、それぞれ実施することができた。今後も取組を継続する。
5	体験活動による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会 (義務教育課)	自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発した。	県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
6	自他の生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	特別支援学校では、豊かな人間性を育む体験活動等や道徳、人権教育に取り組んでいる。	特別支援学校では豊かな人間性を育む体験活動等や道徳、人権教育に取り組んでいる。今後も各校の実態に応じた取組を継続する。
7	交流及び共同学習による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を計画した。副次的な籍の「交流箱」を活用した交流及び共同学習(居住地校交流)を令和元年度から全県で実施し、希望した956人の幼児児童生徒のうち、817人が実施した。	817人の幼児児童生徒が、交流及び共同学習を実施して豊かな人間性と社会性の育成を図っている。今後も、周知を図りながら関係課や市町等と連携し、取組を継続する。

**犯罪被害者支援従事者に対する研修（第21条）**

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	指定被害者支援要員及び特別被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部	業務指導に合わせて県内28警察署において、指定被害者支援要員兼特別支援要員である相談係員に対して教養を実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大のため、集合型の研修会を開催することができなかった。今後は、オンライン形式による開催等、指定被害者支援要員及び特別支援要員に対する研修会を開催する。
2	警察学校入校生に対する授業の実施	警察本部	警察学校入校生（初任科、巡査部長・警部補任用科、性犯罪捜査専科、刑事任用科、生活安全任用科）に対し、犯罪被害者支援及び代理受傷に関する授業を行った。	前年度に引き続き、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施できた。今後も取組を継続する。
3	女性地域警察官研修会における研修の実施	警察本部	実施はなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大のため、集合型の研修会を開催することができなかった。女性警察官に対しては、警察学校入校生（初任科、任用科、専科）に対する授業や女性被害捜査官研修会の開催を通じ、犯罪被害者支援に関する教養が実施できていることから、令和4年度以降は同研修会は実施しない。
4	女性被害捜査官等研修会における研修の実施	警察本部	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、女性被害捜査官等研修会の実施はなかったものの、専科教養において、女性被害捜査官等に指定された警察官に対し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領等、必要な教養を行った。	令和4年度からは、名称を「性犯罪指定捜査員研修会」に改めるとともに、適切な対応を徹底するための指導教養を行っていく。
5	警察署相談係員対象の研修会の実施	警察本部	県下警察署相談係員を対象とした新任警察署相談係研修会を開催した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リモート形式での開催とし、新任相談係員の犯罪被害者支援業務に冠する知識の習熟を図ることができた。今後も取組を継続する。
6	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷研修の実施	警察本部	指定被害者支援要員及び警察学校入校生に対し、犯罪被害者支援業務従事者が受ける代理受傷について教養を実施した。	犯罪被害者支援に関する教養の際に、合わせて代理受傷についても教養したことで、職員のメンタルヘルスクエアを図ることができた。今後も取組を継続する。
7	各研修における「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課	研修会において、事例をもとに、ハンドブックを活用しながら犯罪被害者支援担当者の対応スキル向上を行った。	関係機関・団体等に対し、活用を促すとともに、今後も継続して研修等において活用する。
8	県・県警・市町担当者に対する研修会の開催	警察本部 くらし交通安全課	県・市町犯罪被害者等支援担当者及び管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 開催日：12/13(月)、12/20(月) 場所：県庁、浜松総合庁舎 参加人数：83人 ※東部地区はコロナ感染防止のため書面開催	県・市町の窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次的被害の防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援体制の構築につながった。今後も継続して各種研修等を開催する。
9	DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施	男女共同参画課	性暴力被害者支援者養成研修公開講座（11/6、くらし交通安全課と共催）において、女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のための講座を開催した。（会場参加者65人、ウェブ参加者100人）	講座により相談員の資質向上が図られた。引き続き相談員向けの研修を開催し、相談員の資質向上を目指す。
		女性相談センター	○ 各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施した。（WEB研修会） ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修：4/5（57人） ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修：11/5（60人） ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修：2/22（52人） ○ 女性保護・DV相談担当者研修会（WEB研修） ・5/21（27人） ・6/2（40人） ○ 女性相談員事例検討会：12/15（21人） ○ 講師依頼により実施 ○ 警察学校講師：11/9、2/17	・第2回研修では、スマートフォン利用の特性と留意点について講義を実施した。また、加害者の追跡から被害者を守るにはどうしたら良いか、意見交換することができた。第3回研修では、「支援者の視点で考える静岡県DV防止基本計画」について、講義を実施し、外国籍や若年層の被害者支援について、講師である弁護士との経験に基づいた話を聞くことができた。 ・令和3年度は、講義形式の研修会のみを実施したが、今後は女性保護事業推進の中核となる女性相談員の資質向上のため、グループワークや事例検討会等、より実践的な研修をWEB開催できるように準備していく必要がある。 ・警察学校ではDV対応や被害者の特性等について説明した。
		児童相談所	職種や経験等に応じ、それぞれの業務遂行に必要な知識や技術を習得するための各種研修会を実施し、延べ857人が参加した。	業務を遂行していく上で必要な知識と対応技術を習得できるよう、職種や経験等に応じた研修、また専門性を高めるための研修を今後も実施していく。
10	犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施	精神保健福祉センター	こころの緊急支援活動研修を開催し、主として教育・保健福祉行政関係者が参加した。 開催日：12/27(月) 参加人数：132人	既存事業に加えて、PTSD対策に特化した研修会要望の具体的背景や実状を確認の上、検討を継続する。
11	児童虐待に対応する市町職員への研修の充実	こども家庭課	県警本部と合同で、臨検・捜索に関する研修を行った（書面開催・演習の様子映像資料を提供）。	臨検・捜索についての概要や演習の様子を共有することで、児童相談所・市町児童福祉主管課と警察のより円滑な連携を促した。
		児童相談所	必要となる知識や技術の習得及び要保護児童対策地域協議会の開催・運営等を支援するため、市町児童相談担当職員研修を開催し、延べ192人が参加した。	市町児童相談担当職員等に対する研修を実施し、相談体制の強化を図る。
12	高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上	福祉長寿政策課	高齢者虐待対応を行う市町職員及び地域包括支援センター職員に対して、高齢者虐待等に係る研修会を開催した。 ・事例検討会（オンデマンド方式）：1回、194人参加 ・虐待対応研修会：事前講義（オンデマンド方式）約1か月、オンライン講義2回、87人参加	今後も高齢者虐待対応を行う市町職員等を対象とした研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

**意見の反映（第22条）**

	取組名	担当機関	令和3年度の実施状況(成果)	検証結果
1	県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施	警察本部 くらし交通安全課	実施はなかった。	今後、必要に応じて県民の意識調査を実施する。
2	推進計画策定及び改正時における意見公募（パブリックコメント）の実施	警察本部	実施はなかった。	今後、必要に応じて実施する。
3	推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施	警察本部	令和2年度における推進計画の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施した。	検証時に聴取した有識者からの意見についても、内容を精査し、意見を反映すべく、検討を行った。今後も同種取組を継続し、被害者支援施策に対し、意見を反映させていく。

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和3年度）

令和4年10月

静岡県犯罪被害者等支援推進本部

（事務局：静岡県警察本部 警務部 警察相談課 犯罪被害者支援室）